

都民安全総合対策本部 都民の声窓口寄せられた都民の声（令和8年7月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	7	2	0	0	47	0	56

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝・評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和8年7月分）

▶ （都民の声）

① 住んでいる区市町村で実施している、個人宅向け防犯機器等の導入助成事業を利用したいが、東京都の補助も受けるためには、別途都へも申請が必要か。

② 補助対象は戸建て住宅のみか。マンションやアパートは対象になるか。

（対応）

このたびは、都の「防犯機器等購入緊急補助事業」に関するお問合せをいただき、ありがとうございます。

お問合せいただいた内容について、以下のとおり回答いたします。

① 本補助事業は、都が直接都民に補助を行うものではなく、区市町村が実施する事業に対し、交付するものです。そのため、区市町村から交付される同種の補助金に、東京都による補助も含まれていますので、改めて都へ申請していただく必要はありません

② 戸建て住宅のみでなく、共同住宅も補助対象としています。また、持家住宅だけでなく、賃貸住宅も対象としております。

なお、補助対象となる機器や範囲、補助金額等の制度内容は自治体によって異なりますので、詳細はお住まいの区市町村へお問い合わせください。

今後も、都民の皆さまの安全で安心な暮らしの実現に向けて、様々な取組を進めて参りますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

Link : [令和8年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業](#)